

平成 31 年
2 月号

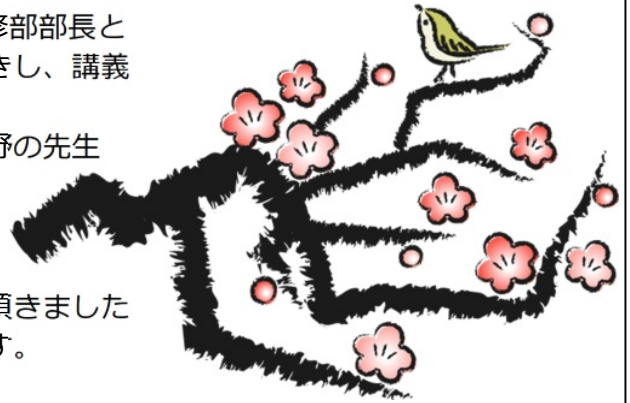
濱田会計事務所通信

平成 31 年 2 月 4 日発行 Vol.18

去る 1 月 26 日、近畿青年税理士連盟兵庫県支部研修部部長として企画した研修会に社会保険労務士の先生をお招きし、講義をして頂きました。

研修の手配は大変ですが、職権で自分が興味ある分野の先生をお呼び出来るので独断で決めております。

税理士の仕事もそうですが、社会保険労務士の仕事においても AI 化に伴い業務の内容も大きく変わって行く様です。社会保険の事や労働法についても解説頂きましたが、どんどん変わる法制度についていくのが大変です。



<税務/会計トピックス>

お年玉に贈与税はかかる？

我が国の税制度では個人が別の個人から財産をもらったときは、原則として贈与税の課税対象となり、一定額を超えると贈与税の申告と納税が必要になります。

では、多くの御家庭で年始に子や孫に渡されるお年玉には税金はかからないのでしょうか？

お年玉は法律的には金銭の贈与となるので贈与税の課税対象となりそうですが、原則としてお年玉には贈与税はかかりません。

それは贈与税の課税対象にならないものとして、以下のような規定があるためです。

「個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどのための金品で、社会通念上相当と認められるもの」

原則として贈与税はかかりませんが、その金額が「社会通念上相当」と認められなければお年玉にも贈与税がかかる可能性があります。

社会通念上相当と認められる範囲のみが贈与税の非課税とされているのは、この規定を悪用して贈与税を不当に免れようとする事を防ぐため、税法の規定にはこういった表現はよく見られません。

いくらまでが社会通念上相当と認められる金額で、いくらを超えたら社会通念上相当と認められない金額かを答える事は誰にも出来ませんが・・・。

年始に、お年玉として 100 人に 100 万円を個人的にプレゼントするという企画がありましたが、このお年玉は明らかに社会通念上相当と認められる金額を超えていますので贈与税の課税対象となります。

贈与税は年間 110 万円を超えて財産をもらった人は申告と納税が必要となりますので、当たった方で残り 10 万円以上の財産をもらった場合は、申告のご相談をして下さい。



<相続・贈与税のお話し>

遺言の活用

相続が開始すると、相続人が法定相続分に従って遺産分割協議をすることになりますが、被相続人が、遺言ができる事項について方式に従い遺言書を作成しておく、遺言書の効力が優先します。

適切で、配慮の行き届いた遺言書を作成することにより、被相続人が相当と考える相続を実現したり、遺産分割協議における相続人間の紛争を防いだりすることも可能となります。

遺言書の作成が特に必要な事例

- ・相続させたい人に相続権がない場合

例えば療養の世話になった長男の嫁や代襲相続をしていない孫などは相続権がそもそもないため、遺産分割協議で相続財産を取得することは出来ません。

- ・子がない夫婦のみの場合

子供がない夫婦の夫がなくなった場合、その奥さんは夫の両親、又は両親が亡くなっている場合は夫の兄弟、兄弟が亡くなっている場合はその兄弟の子供と遺産分割協議を行わなければなりません。

- ・相続人の中に行方不明者や意思能力のない方がいる場合

遺産分割協議の際に本人に代わって意思の表明を行う代理人を選任しなければならず、その報酬の負担や手続きに長期間を要する事となります。



遺言書は一度作れば終わりではなく、後で考えが変わればいつでも作り直す事が出来ます。

遺言書を作成する際は法律的に有効となるように作成しなければならない事、遺留分に配慮しなければならない事など注意点もありますので、遺言書の作成を検討されている方は一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

